2

(一)　大学等における修学の支援

大学等における修学の支援は、文部科学大臣等の確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とすることとした。（第三条関係）

(二)　学資支給

学資支給は、学資支給金の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法（平成一五年法律第九四号）の定めるところによることとした。（第四条及び第五条関係）

(三)　授業料等減免

(1)　授業料等減免

授業料等減免は、この法律の規定による授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免とすることとした。（第六条関係）

(2)　大学等の確認

大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学大臣等に対し、当該大学等の教育の実施体制に関し、当該大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること等の要件（以下「確認要件」という。）を満たしていることについて確認を求めることができることとした。（第七条関係）

(3)　確認大学等の設置者による授業料等の減免

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとすることとした。（第八条関係）

(4)　減免費用の支弁等

大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、国又は地方公共団体が支弁することとし、都道府県が支弁する減免費用の一部を国が負担することとした。（第一〇条及び第一一条関係）

(5)　認定の取消し等

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた等と認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る認定を取り消すことができ、取り消したときは、その旨を文部科学大臣等に届け出なければならないこととした。また、当該確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、当該届出があった場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができることとした。（第一二条関係）

(6)　報告等

文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者等及び確認大学等の設置者等に対し、報告等を命じること等ができることとした。（第一三条関係）

(7)　勧告、命令等

文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合等には、当該確認大学等の設置者に対し、勧告、命令等を行うことができることとするとともに、確認大学等が確認要件を満たさなくなったとき等の場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができることとした。（第一四条及び第一五条関係）

3

(一)　附則

政府の補助等に係る費用の財源

学資支給に要する費用として政府が独立行政法人日本学生支援機構に補助する費用及び国が支弁又は負担する減免費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保することとした。（附則第四条関係）

(二)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

◇電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四号）（総務省）

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二四号）の一部の施行期日は、令和元年五月二二日とすることとした。

◇平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第五号）（内閣府本府）

1　平成三〇年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の適用期間を令和元年一一月一九日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇計量単位令の一部を改正する政令（政令第六号）（経済産業省）

1　経済産業大臣によるメートル等の現示に係る規定を廃止することとした。（第二条第二項関係）

2　国際度量衡総会の決議に従い、キログラム等の計量単位の定義を変更することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、令和元年五月二〇日から施行することとした。

◇社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（条約第一号）（外務省）

この協定は、日本国と中国との間で年金制度への強制加入に関する法令について適用の調整を行い、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

(一)　協定の対象は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険に関する法令とし、中国については、被用者基本老齢保険に関する法令とする。（第二条関係）

(二)　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者等について、一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

(一)　一方の締約国内で被用者として就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第五条関係）

(二)　一方の締約国の制度に加入する被用者が他方の締約国に一時的に派遣される場合には、当該被用者については、その派遣の最初の五年間は当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

(三)　両締約国の権限のある当局等は、第五条から第八条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第九条関係）

3　雑則

(一)　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の秘密の保護のための法律及び規則により規律される。（第一五条関係）

(二)　協定の解釈等に関する紛争は、両締約国の権限のある当局間又は関係当局間の協議により解決する。（第一六条関係）

(三)　協定の効力発生前から一方の締約国内で就労していた者については、協定の効力発生の日に派遣の期間が開始したものとみなす。（第一八条関係）

(四)　両締約国は、協定の効力発生のために必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換する。また、協定は、当該公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第一九条及び第二〇条関係）